

令和3年2月期 臨時教育委員会議・会議録

- ・開催日時 令和3年2月18日（木）
午後4時00分から午後5時25分まで
- ・開催場所 羽曳野市役所 別館3階 会議室
- ・出席者 教育長職務代理者 奥 野 貞 一
委員 多 田 謙 司
委員 新 熊 和 彦
委員 古 山 美 穂
- ・説明者 教育次長 高 井 基 晴
学校教育室長 東 浩 朗
生涯学習室長兼
世界遺産・文化財総管理室長 上 野 敏 治
こども未来室長 森 井 克 則
学校教育室副理事 渡 辺 正 治
学校教育課長 前 田 幸 章
こども課長 田 中 安 紀
社会教育課長 寺 元 正 治
スポーツ振興課長 梁 川 泰 延
世界遺産課長 藤 田 晃 治
文化財課長 吉 澤 則 男
給食センター所長 上 村 良 史
青少年児童センター館長 大 西 達 也
陵南の森公民館長 南 里 民 恵
図書館課長 細 井 正 人
- ・事務局 教育総務課長 木 村 弘 子
教育総務課主幹 芝 池 淳 子
- ・議事日程
 - 日程第1 会議録署名委員の指名について
 - 日程第2 議案第30号
令和3年度羽曳野市一般会計予算(教育委員会関係) (案)
について
 - 日程第3 その他

開会：午後 4 時 00 分

《教育総務課長》

委員のみなさまにおかれましては、大変お忙しい中、ご参集いただきまして誠にありがとうございます。

本会議の趣旨としましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条により、「地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合においては、教育委員会の意見をきかなければならない」とされており、教育委員会議の中でご意見を徴取させていただくものです。それでは、奥野教育長職務代理人よりしくお願いします。

〔 教育長職務代理人 開会の挨拶 〕

日程第 1 会議録署名委員の指名について

教育長職務代理人において、多田委員を指名しました。

日程第 2 議案第 30 号

令和 3 年度羽曳野市一般会計予算(教育委員会関係)(案)について

《教育長職務代理人》

説明は、教育委員会事務局の各課長よりお願いします。各課からの説明終了後、最後に質疑の時間を設けたいと思います。

資料「主な事業一覧表」の順に従い、教育総務課から始めます。

《教育総務課長》

教育総務課予算にかかる主な事業内容について説明させていただきます。

項目 1 教育委員会事業の内訳としましては、月 1 回の教育委員会議や臨時会の開催に伴う委員報酬、出張旅費、教育長協議会等の負担金、表彰等の記念品代です。

項目 2、10 学校運営事業は、羽曳野市立小学校 13 校と義務教育学校 1 校及び中学校 5 校における適正かつ円滑な運営管理と児童・生徒の快適で安全な学校生活の提供を目的としております。

事業内容としましては、新入学児童生徒の入学記念品や卒業記念品代、学校運営に必要な各種消耗品、学校図書や児童生徒用机椅子等校具設備備品等の購入費、ピアノ調律代や郵便料ごみや不燃物収集手数料、印刷機の保守手数料、暖房用の灯油の購入費用等です。

なお、小学校につきましては、現在、古市南小学校、高鷲南小学校の 2 校が老朽化によりプール授業ができない状況であり、高鷲南小学校は高鷲南中学校のプールを利用し、古市南小学校は駒ヶ谷小学校のプールを利用し授業を行っております。それに伴い、プール授業支援業務として市内民間事業者に

指導員を派遣依頼しており、各校指導員2名を2校分の予算措置と、古市南小学校から駒ヶ谷小学校までの児童の輸送に係るマイクロバス代の予算措置をしております。

資料の項目3、4、11、12につきましては、支援学級を含む学校の授業等を使用する備品等の購入費です。学校規模や児童・生徒数により予算の配分額を決め学校に配当し、学校からの要望に基づき、ヒアリングした上必要な備品について精査しています。

項目5の小学校安全対策事業は、児童の登校時（午前8時から10時30分まで）において、校門の開閉や来校者確認、不審者侵入防止のための門扉施錠、不審者の通報を含める安全管理業務として各小学校正門付近に安全管理員ボックスと安全管理員を配置しております。

教育用コンピュータ設置事業につきましては、項目8が小学校に係る予算、項目16が中学校に係る予算となっております。

消耗品としてプリンター用のインク等、OA機器修繕費、iPad用アプリ料金やウイルス対策ソフト購入費等、中学校については、数学用ソフト更新の費用も措置しております。

教職員の校務用パソコン機器については、小学校については100台不足している状態でしたが、令和2年度に予算措置させていただき、小中併せて100%整備となりました。

また教職員用パソコンの年次での入れ替えに伴い、その借り上げ料、保守業務委託料、その環境整備委託料、ホームページやメールアカウントの管理、ICT機器導入時や運用サポート全般業務におけるICT運用支援業務委託料、パソコン教室のパソコンの保守業務委託料、センターサーバの保守委託料等を予算措置しております。

なお、教育におけるICTを基盤とした先端技術等の効果的な活用とその力を子ども達に育むことが求められることから、令和元年末に文部科学省はGIGAスクール構想を打ち出しました。

そのGIGAスクール構想では令和2年度から令和5年度までの4年間で、全市立学校の児童生徒に一人一台パソコン端末の整備を順次整備する予定でしたが、「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」によるスケジュールの加速化により、令和2年度一般会計補正予算で予算措置し令和3年3月末までに整備が完了する予定となっております。

現在、校内通信ネットワーク整備工事も終了し、環境が整いましたので、2月16日より順次学校に納品させていただいております。

令和3年度からは、GIGAスクール校内通信ネットワーク等保守業務委託料やタブレットパソコンの保守業務委託料、備品購入費としては令和2年度に予算措置し、普通教室全てに導入させていただいた大型モニターへの画像転送装置等を予算措置しております。

項目18の中学校給食事業につきましては、現在、保護者または生徒が給食の利用を希望する日をシステム上で選んで申し込みをする「選択制」の給食で、デリバリー方式・外部民間調理場活用方式となっております。

現在、新型コロナウイルス対策に係る子育て世帯への支援対策として、選択制の中学校給食の良さを知っていただく機会として、中学校再開後7月から給食費を半額化しています。

予算の内訳としましては、中学校給食配膳室用の消耗品、民間業者への調理業務委託料、衛生管理業務委託料、給食予約システムの保守委託料や個人情

報管理のサーバメンテナンス費用、献立作成システム委託料、中学校給食の良さを知っていただく機会として開催させていただいております（令和2年度は新型コロナウイルスの影響で開催実績なし）全学年生徒対象にした、試食会の予算とその材料費となっております。

《学校教育室副理事》

項目6 小学校施設管理事業（予算額 69,850 千円）につきましては、小学校の管理運営・施設営繕です。各小学校の施設修繕、法定点検手数料、浄化槽・警備等管理委託料を 64,350 千円計上しております。また、学校プールに係る基本計画の策定として、各学校のプールについては老朽化が進行しております。維持修繕や更新等の対策が必要となっておりまいます。財政負担等もありますので、将来的な学校規模、効率的な活用、運用が求められておりますので、全体を総合的にプールのあり方を検討していく業務を考えております。具体的には、プール施設の現地での躯体調査やプール改修やプールを集約したときのシミュレーション、保全計画、調査、検討を踏まえた上で、今後のプールのあり方を提案してもらう予定で進めようとしています。

項目7 ブロック塀対策事業費（小学校）については、予算額 33,909 千円を計上しております。コンクリートブロック塀撤去改修工事費として、古市南小学校、高鷲北小学校、西浦小学校について 28,275 千円、高鷲小学校のコンクリートブロック塀については、道路部分にも設置されていますので、道路の拡幅に伴う学校施設の調査業務、また工事に伴う監理委託について計上しております。

項目9 中学校施設管理事業（予算額 88,778 千円）につきましては、中学校の管理運営・施設営繕です。光熱水費 48,038 千円、施設営繕、法定点検手数料、浄化槽・警備等管理委託料を 23,169 千円、特殊建物定期検査、公共下水受益者負担金を 13,596 千円、はびきの埴生学園につきましては、公共下水排水設備工事設計業務費を見込んでおります。

項目13 中学校体育館整備事業（予算額 317,032 千円）につきましては、菅田中学校非構造部材耐震化工事ということで、体育館の非構造部材である天井、照明器具等が地震に耐えうるように、工事費、監理委託費、また河原城中学校屋内運動場大規模改修工事については、非構造部材耐震化工事と同時に建物が老朽化していますので、大規模改修工事というところで工事を進めてまいりますので、工事費と監理委託費を計上しております。

また、体育館工事中の代替施設ということで、はびきのコロセアムの借上げ料として、76 千円計上しております。

項目14 河原城中学校整備費事業、予算額 8,000 千円です。河原城中学校の改修工事についての基本計画を業務委託する予算として計上しております。河原城中学校については、築 40 年経過しておりまして、耐震化されておりますが、施設の老朽化が進行しておりますので、大規模改修という目的で基本計画を策定していきます。

項目15 ブロック塀対策事業（中学校）については、峰塚中学校のコンクリートブロック塀撤去改修工事として、工事費と監理委託費、予算額 3,898 千円を計上しております。

項目19 給食センター整備事業につきましては、小・中学校の全員給食の実現に向けた基本構想策定のため、5,000 千円を計上しております。

なお、ブロック塀改修、体育館非構造耐震化におきましては、財源措置として、

緊急防災減災事業債の充当率 100%、交付税は 70%が措置されますので、かなり有利な地方債を活用しております。

《給食センター所長》

給食センターから説明させていただきます。

項目 17 小学校給食事業、予算 315,197 千円に占める主なものに、(有)エルエスへの支払いがあります。(有)エルエスへの支払いは、年間 238,707 千円で、内訳としましては、学校給食事業補助金（主に人件費）として 209,713 千円、調理業務委託料として 28,994 千円です。

また、それ以外では、ガス、電気、水道料金等の施設の管理費用として、年間 45,250 千円、修繕費、消耗品、備品の購入等の施設の維持費用として年間 20,524 千円、システム保守等の OA 経費として 522 千円の支出を見込んでいます。

来年度におきましては、施設老朽化のため、屋根の補修等が必要となっていており、施設の維持補修費を計上しております。

《学校教育課長》

項目 20、21、24、25 については、L I C はびきの内の教育研究所において活用しております。項目 20 不登校児童・生徒適応指導事業に関しては、不登校児童生徒に対応するため、ボランティア「ひまわりサポーター」、体験学習等の活用で利用しています。

項目 21 教育研究所費、教育研究所内において、教育相談員 3 名が、様々な教育課題に対応するための調査研究や教職員研修、教育相談を実施しています。

項目 24 教育相談充実事業に関して、教育研究所内において、1 名の臨床心理士の配置により教育相談（主に水曜日）の充実を図っています。

項目 25 進路選択支援事業については、教育研究所内に 1 名の進路選択相談員を配置し、主に火曜日、金曜日に電話等において対応しております。

項目 22 海外帰国児童・生徒適応学級費として、海外帰国の渡日児童、生徒適応指導講師として通訳講師の任用をしております。

項目 23 支援教育基盤整備事業は、障がいのある幼児・児童・生徒の自立や社会参加に向け、就学相談員、支援教育支援員が学校の巡回等を行っております。

項目 26 教育指導専門員事業として、教員経験者 2 名（小学校 1 名、中学校 1 名）による教育課題への対応、支援を行っております。主に初任者、2 年目の教員に対して支援等行っております。

項目 27 学校園活性化推進事業としまして、スクールコーディネーターということで、各学校の学習活動の支援や地域連携活動等、学校の要望に応じて派遣をしております。

項目 28 学校図書館支援事業ということで、市立図書館における書籍の配送、小中学校の図書館支援員を中心とした学校図書館への支援ということで、学校から本の要望等があった場合に市立図書館とも連携を取りながら配送業務等を行っております。

項目 29 ほっとスクール支援員派遣事業に関しては、主に大学生を中心に、各学校の要望の中でそれぞれの幼児、児童、生徒の学習をサポートするため派遣等を行っております。

項目 30 小中一貫教育整備事業においては、埴生幼、はびきの埴生学園において英語教育の充実をはかるため、英語指導助手を 1 名配置しております。また、項目 47 海外招聘英語指導事業ということで、ネイティブな英語に接するための英語指導助手 4 名の配置をしております。中学校に配置しながら、小学校にも学期に 1、2 回、ALT として授業サポートに入っております。

項目 31 人権教育総合推進地域事業においては、はびきの埴生学園において、学校・家庭・地域社会が一体となった人権教育推進の実践的な研究を実施しております。

項目 32 子育て連携支援事業においては、幼小中一貫教育推進における学校への支援及び助言、学校と保護者間の連絡調整として活用しております。

項目 33 学校いじめ問題対策審議会に関しては、弁護士、大学教授、人権擁護委員、社会福祉士の 4 名で構成し、年 2 回審議会の運営しております。

項目 34 スクールソーシャルワーカー配置事業ということで、学校での課題対応や福祉など関係機関と連携していくためのスクールソーシャルワーカーを 2 名配置しております。

項目 35 小学校運営事業、項目 36 小学校保健衛生費に関しては、各種検診等を円滑に実施していくため取り組んでおります。

項目 37 肢体不自由児療育センター事業（小学校）においては、西浦小学校がセンター校となります。肢体不自由児のための通学援助と障がいに応じた訓練・指導の実施をしております。

項目 38、43 O A 経費ということで、G I G A スクール構想において、1 人 1 台タブレットが導入されるので、情報教育アドバイザー（ICT 支援員）のさらなる充実を考えております。また、中学校においては、理科のデジタル教材を活用していきます。

項目 39 小学校教育振興費、項目 44 中学校教育振興費ということで、クラブ活動・生徒指導連絡協議会への助成、市指定研究学校への補助、要保護生徒等への扶助について、予算計上しております。

項目 40、46 学校図書館情報化活性化推進事業ということで、学習情報センター機能を持つ学校図書館へ専任司書を配置しております。

項目 41 中学校運営事業、項目 42 中学校保健衛生費ということで、こちらも各種検診等を円滑に実施していくため取り組んでおります。

項目 45 部活動指導体制充実事業ということで、中学校において、教員の負担軽減のため、部活動指導員 1 名と部活動外部指導者の配置をしていきます。

項目 48 人権教育事業人権教育の推進ということで、本市においても人権教育の推進を積極的に行っております。人権教育指導者研修のための予算を計上しております。

《こども課長》

項目 49 幼稚園施設管理事業よりご説明いたします。こちらは公立幼稚園の施設管理運営に係る光熱水費、修繕費、浄化槽法定検査、害虫駆除等の予算として、10,298 千円を計上しております。

項目 50 幼稚園運営事業としまして、公立幼稚園の消耗品、園の図書、園具設備備品等の購入、各種の検査、会計年度任用職員の人件費として、62,406 千円を計上しております。

続きまして、項目 51 市立幼稚園助成事業ですが、子どものための教育保育給付金負担金ということで、認定こども園等が本市在住の就学前児童に教育・

保育を実施した対価として、市から認定こども園にお支払いするものです。次に、子育てのための施設等利用給付費負担金ですが、令和元年10月から3歳から5歳までの幼児教育・保育の無償化制度が開始されたことによりまして、子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図るため、新制度へ移行されていない幼稚園を利用されている保護者によって施設に対し、子育てのための施設等利用給付費を支給するものです。そして、未移行幼稚園における副食費補足給付費補助金につきましては、こちらも先ほど申しました令和元年度10月から無償化制度が開始されたことによりまして、私立の未移行の幼稚園を利用する児童の保護者の所得に応じて給食費のうち、副食費に係る費用を補助するもので、計282,793千円を計上しております。

続きまして、項目52 幼稚園保健衛生費ですが、公立幼稚園の内科、歯科、薬剤師の園医手当、また検尿他各種検診、水質検査等の衛生検査として、7,594千円を計上しております。

項目53 幼稚園運営〔総務〕につきましては、具体的には、新型コロナウイルス感染症対策事業費ということで、公立幼稚園12園に、手指消毒アルコールやマスク等の購入のため、1園50万円の消耗品費として、6,000千円を計上しております。

最後に、項目54 はびきのE-Kids!事業でございます。この事業は、平成30年度からスタートして羽曳野市独自の事業です。市立幼稚園と市立認定こども園の園児を対象として、楽しみながら英語を学べるプログラムを提供するものです。市職員や外国人スタッフと一緒に英語の歌を歌ったり、ゲームをしたりすることで、子どもたちが自然と英語に親しみ、習得することを目指しており、市立幼稚園では年5回、市立認定こども園では年15回程度、NPO法人に委託し実施しているところです。幼稚園部分の予算、971千円を計上しております。また、これまで市長公室政策推進課がこの事業を所管していましたが、令和3年度からこども課に所管が変更になります。

《社会教育課長》

社会教育課の事業予算説明をさせていただきます。

項目55 社会教育事業の主な事業内容としまして、社会教育委員会議の開催は、本市社会教育振興のため会議を開催し、また研修会等にも参加しています。令和3年度は2～3回会議を開催する予定です。

福祉教養講座は、障害のある方々に教育機会を提供するため、身体障害者を対象とした講座を実施します。

識字学級は、教員や元教員が講師となり、読み書き能力の習得を望む方を対象に週1回程度成人教育として開催します。

また、婦人団体協議会、文化連盟、PTA連絡協議会、市民文化祭実行委員会の各団体へ補助金として助成します。

項目56 青少年育成事業の主な事業内容としまして、青少年指導員連絡協議会、青少年健全育成推進協議会、こども会育成連絡協議会の各団体に補助金を助成します。

青少年健全育成推進大会等開催は「子ども・若者育成支援強調月間、毎年11月1日～30日」の取組みのひとつとして、羽曳野市青少年健全育成推進協議会と羽曳野市PTA連絡協議会との共催で地域の青少年指導者、育成者、市立学校園PTA会員等を対象に、大会及び研修会を開催します。

野外活動広場の管理は、グレープヒルスポーツ公園内のキャンプ場『ふれ愛広

場』の管理をします。令和3年度は『ふれ愛広場』内にある人工芝すべり台の修繕を行います。

ふれ愛キャンプとして、『ふれ愛広場』において、講師を招いて子どもたちに野外活動の実習を開催します。

成人式の開催は、成人を祝福するとともに、社会の一員としての自覚を促し、成人に与えられる権利と義務の啓発の場として開催します。また、先日申し上げたとおり令和4年度から「(仮称)20歳のつどい」として行う予定です。

放課後子ども教室は、放課後や週末に学校の運動場、体育館、フリースペースを使用し、地域の多様な方々の協力を得ながらスポーツや物作り、伝承遊び、ゲームなどを行います。

学校支援地域本部は、中学校区単位で設置し、校区内の小中学校の学校運営や教育活動へ地域住民による支援活動の促進と調整を行っています。

親学習は、養成講座を受けた親学習リーダーがファシリテーターをつとめ、子育てに関する身近な悩みや疑問を気楽に話し合う、参加型の相互学習を行っています。

青色防犯パトロールは、青色回転灯付公用車にて、2班体制で市内13の小学校園区の通学路等を巡回します。

次に、項目57 少年健全育成事業の主な事業内容としまして、白鳥児童館の運営と施設管理は、児童福祉施設として児童に健全な遊びの場を提供し、その健康を増進するとともに、子育て家庭への支援等のため、地域の児童(乳幼児から小学生まで)と保護者を対象に各種の事業を実施します。

夏休みラジオ体操は、夏休みの期間中、市内各地域で夏休みラジオ体操が実施されています。社会教育課では実施している地域に対しスタンプカードと参加賞の配布をします。

項目58 青少年センター運営費の主な事業内容としましては、こどもアート等各種教室開催事業をします。

項目59 留守家庭児童会運営費については、保護者の就労等によって留守家庭となる児童に対し、市内14小学校園区において留守家庭児童会を設置している運営事業費です。令和2年5月1日時点の利用人数は1,053人、開設クラス数は29クラスとなっています。令和3年4月からの利用予定人数は1,069人となっており、ここ数年は右肩上がりです。利用人数は増加しています。

また、令和3年度から新たに移管される予定の事業としまして2件あります。

1件目は、生活文化情報センター運営事業費です。生活文化情報センター、L I Cはびきのの管理及び運営にかかる事業と文化振興にかかる公演事業等を指定管理者に委託して実施します。

2件目は、はびきの市民大学事業です。市民を対象として、生涯学習の一環を担いながら、文化振興を行うという方針に基づいて各種講座を実施します。

《文化財課長》

羽曳野市には埋蔵文化財をはじめ歴史遺産がたくさん存在し、国宝や重要文化財など全国的にも重要な文化財が含まれています。これらの連綿と受け継がれてきた文化遺産を保護し、現代に活かすと共に、後世に引き継ぐ大きな責務があります。

市内遺跡や史跡峯ヶ塚古墳の発掘調査及び遺物整理、史跡地の管理、史跡地の公有化、史跡古市古墳群保存活用計画策定、文化財指定等を行います。

まず、項目60 文化財保護及び発掘調査費としまして、文化財保護法や関係法

規に基づき、個人住宅建築工事、民間開発工事及び市の公共事業等に伴い、発掘調査、試掘調査等を実施します。また、発掘調査等で出土した土器などの遺物の整理を行い、調査成果を報告書として刊行します。これらの事業として合計 12,239 千円を計上しています。この内、個人住宅の建替え工事等は国庫補助対象事業として 5 割が補填されます。

加えて、史跡峯ヶ塚古墳保存整備事業として、令和元年、2 年度に引き続いて墳丘北側の造出し部分の確認調査を実施するため、調査費としておよそ 5,000 千円を計上しています。併せて、令和が年度に濠跡から出土した刀形や杭などの加工痕のある貴重な木製品の保存処理を行うために約 1,000 千円、墳丘上の高木化した樹木を伐採し史跡として相応しい環境を整え、古墳の形が良く見えるようにするための伐採委託料およそ 1,500 千円を計上しています。なお、これらの保存整備にかかる経費は 5 割が国庫補助対象事業となっています。

さらに、古市古墳群の成立前に築造されていた、石川中流域の前期古墳について、国の史跡指定を目指すにあたり、壺井丸山古墳の形態、規模、構造や築造時期などの基本的な資料を得るため確認調査を引続き実施します。また、調査及び保存活用の方策について、有識者による検討委員会で協議、検討を行います。調査費を含めて 3,445 千円を計上していますが、この調査費も国庫補助対象事業としての 5 割金が補填されます。

次に、公有化した国の史跡地 6 ヶ所、府の史跡 1 ヶ所、遺跡公園 2 ヶ所において、適正管理のための除草・清掃などの維持管理、文化財の普及・啓発活動などの保存と活用に向けた事業を積極的に推進します。合計でおよそ 6,600 千円を計上しています。

3 つ目として、史跡指定地の公有化として、史跡応神天皇陵古墳外濠外堤において約 389 m²、白鳥陵古墳周堤において約 1,341 m²の公有化を図ります。用地購入費や物件補償を含めて 2 ヶ所で約 184,372 千円を要しますが、経費のうち 8 割は国の補助金（147,400 千円）が交付されます。また、応神天皇陵古墳外濠外堤及び墓山古墳において地権者の同意を得て追加指定の具申を進めます。

4 つ目として、世界遺産の保護と整合性をもった史跡古市古墳群の『保存活用計画』を藤井寺市と共同で、史跡古市古墳群整備検討委員会に諮りながら策定します。国庫補助対象事業として藤井寺市が申請していますので、事業費の約 1/4 であるおよそ 900 千円を藤井寺市へ分担金として支払います。この他、文化財保護法・大阪府文化財保護条例によって指定、または貴重な文化財を所有・公開している所有者 10 ヶ所へ合計で 1,722 千円の助成金を交付します。

最後に、項目 61 文化財保護審議会費としまして、市内には国や大阪府において指定・登録された文化財以外で、羽曳野市の歴史や文化を考える上で重要な文化財については、羽曳野市文化財保護条例に基づき、羽曳野市指定文化財として保護・活用・継承を行うこととなります。そのために、指定の候補物件の資料調査を行い、文化財保護審議会へ諮った上で指定する費用として、358 千円を計上し、羽曳野市の歴史を顕著に示す候補物件や指定文化財の追加に努めます。

《陵南の森公民館長》

項目 62 陵南の森公民館運営事業について、主なものをご説明します。

陵南の森公民館は、羽曳野市内唯一の公民館であり、生涯学習の拠点です。例年、「はびきのふれ愛学」と銘打ち、年間を通じて教養講座、入門講座、親子ファミリー企画等、多様な講座を開催しています。

来年度は新たにメンズクッキング入門講座を開講します。

また、例年開催している歴史文化講座については、来年度は羽曳野市の豊富な歴史遺産の魅力・重要性を、市民の皆さんに再発見してもらう講座にしようと企画しています。本市の文化財課の職員に担当してもらい、発掘調査の成果を紹介し、出土遺物の実物や現場写真を見てもらうことなどを通じてリアルに歴史を学べる講座になると思います。

昨年秋、公民館のすぐ東側にある陵東遺跡の発掘調査で、古市古墳群では現在のところあまり出土事例がない人物形埴輪が、非常に良好な状態で出土しました。現在は、発掘調査を行った大阪府で整理中ですが、来年度、その展示とあわせ、調査成果に関する歴史シンポジウムを開催することとしています。

こちらは、市民の方だけでなく、多くの方にご参加いただき、羽曳野市の魅力を広くアピールする場にしたいと考えています。

その他、例年実施している陵南の森ふれあいフェスタなどの事業についても予算化しています。今年度は新型コロナウイルスの影響で、多くの事業が中止となってしまいましたが、来年度は今よりも状況がよくなっていることを願いつつ、様々な工夫により、事業を開催していけるようにしたいと思います。

《青少年児童センター館長》

青少年児童センターでは、これまでに引き続き、青少年児童が健全で豊かな交流を通じて、健康を増進し、豊かな情操を培うために、教育・文化活動や体育活動の機会を提供するため、施設の一般開放や、講師謝礼、教材費等、各種教室の開催にかかる費用や、また、利用者にとって安全快適な施設でいられるように、施設の適正管理にかかる費用を計上しております。

項目 63 青少年児童センター運営費計 19,646 千円のうち、教室等の運営に係る費用が 4,998 千円、施設の管理に係る費用が、14,648 千円となっております。

経常的な維持管理費の他、センターでは、全館一斉空調機器の老朽化対策として今後、学習室への個別エアコン設置を進めて行く予定ですが、令和3年度では、1部屋分、2台を設置予定です。費用は1,100千円です。また、公共下水道接続工事のための、実施設計費用2,000千円を計上しております。

《図書館課長》

項目 64 図書館総合運営事業ですが、これは中央・陵南の森図書館を含む、市内6館とブックステーションはびきのコロセアムの運営に係る事業費です。主なものは、専門職である司書の会計年度任用職員等の報酬など人件費、コミュニティセンター3館の運営委託料、貸し出し用図書・雑誌の資料購入費などの経費です。

《世界遺産課長》

項目 65 世界遺産保存活用事業 11,382 千円の概要について説明させていただきます。

令和元年7月、アゼルバイジャン共和国で開催された第43回世界遺産委員会において、「百舌鳥・古市古墳群」が世界遺産に登録されました。

古市エリア（羽曳野市及び藤井寺市）の26基（24件）と、百舌鳥エリア（堺市）の23基（21件）の、合計49基（45件）を構成資産としています。なお、羽曳野市内には、応神天皇陵古墳をはじめとする10基の構成資産があります。令和3年度予算は、世界遺産「百舌鳥・古市古墳群」の保存・活用を図るために、価値・魅力を伝える取り組みや来訪者を受け入れるための事業に取り組む予算となっています。

羽曳野市単独の取り組み、価値を伝える取り組みとして、「百舌鳥・古市古墳群」世界遺産シンポジウム開催、世界遺産市民講座等開催、副読本『世界遺産のまち』で学び、伝えよう！古市古墳群と羽曳野の歴史』を市内小学校6年生全員に無償配布、小・中学校に1クラス分ずつ配布し、子どもたちに価値と魅力を伝えていければと考えております。これらの事業で予算額1,184千円を計上しております。

魅力を伝える取り組みとして、世界遺産イベント「古墳DEるるる～知る・見る・食べる～」開催、応神天皇陵古墳外濠外提を花畑として管理し、4月には菜の花、10月にはコスモスの摘み取り会を開催を予定しており、予算額2,800千円を計上しております。その他の取り組みとして、「百舌鳥・古市古墳群」世界遺産オリジナル、年賀ハガキ、ポストカード、ブックマーカー、記念バッジを制作し販売予定しております。予算額794千円を計上しております。

次に、大阪府・堺市・羽曳野市・藤井寺市で構成する世界遺産保存活用会議の予算としまして、総予算29,559千円のうち、羽曳野市1/8負担の3,694千円を予算計上しております。この取り組みとしましては、資産・緩衝地帯・来訪者対策の3つの専門部会において構成資産の保存管理のあり方や来訪者対策等について、検討を行います。

次に羽曳野市と藤井寺市で構成する古市古墳群世界遺産連絡会議の予算としまして、総予算950千円のうち、羽曳野市1/2負担の475千円を予算計上しております。取り組みとしましては、古市古墳群を訪ね守る「ウォーク&クリーン」を開催します。

専門職員の説明を聞きながら、古市古墳群の古墳を清掃するイベントです。また、古市古墳群にかかる魅力や価値を発信する諸事業古市古墳群についての歴史的意義や魅力などの周知を図るために、両市で協力して新しい事業を開催していく予定をしております。

《スポーツ振興課長》

スポーツ振興課の歳出総予算額は、452,012千円となっています。

項目66 体育振興事業、予算額21,309千円につきましては、経常的の歳出で、市民体育祭や各種競技スポーツ大会の市民総合体育大会、市民マラソン大会等のスポーツイベントの委託料やはびきのコロセアム利用時の施設利用料等となります。

また、これらのイベントに協力いただき、日ごろ各団体で大会、教室等によりスポーツの振興に協力をいただいているスポーツ推進委員への報酬や体育協会、スポーツ少年団等への助成金が含まれております。

また、グラウンド・ゴルフ場を除く、14あるスポーツ施設の予約等を、パソコン、スマートフォンからできる「スポーツ施設予約システム」の運用委託料

も含まれております。

続きまして、**項目 67** 体育施設管理運営事業、予算額 255,335 千円につきましては、市内 15 のスポーツ施設（グラウンド 7 か所、テニスコート 5 か所、体育館 2 か所、GG 場 1 か所 ※石川スポーツ公園は 4 グラウンド、1 テニスコート）の経常的な運営・管理に伴う費用と、施設改修工事等の臨時的な費用となります。

市内 15 のスポーツ施設のうち、はびきのコロセアム、市民体育館と屋外テニスコート、グレープヒルスポーツ公園、駒ヶ谷テニスコートの 5 施設については、指定管理者制度を導入し民間委託により施設の運営・管理を行っており、その指定管理料は「はびきのコロセアム」の 118,000 千円をはじめ、5 施設合計で 143,000 千円を計上しております。

その他の市の直営施設の費用としては、電気・水道等の光熱水費、駐車場用地の土地借上料、会計年度任用職員の人件費や清掃等シルバー人材センターへの委託料等で、約 48,000 千円となります。

臨時的な改修工事の費用としては、平成 9 年にオープンした「はびきのコロセアム」について、23 年を経過し各設備が老朽化しており、順次、更新を行っています。令和 2 年度はアリーナの空調設備や浴槽ろ過機の更新をしましたが、令和 3 年度としては、駐車場等外灯 LED 化、電気の高圧ケーブルの更新工事、電気キューピクル内のコンデンサー等の更新を予定しております。

その他、倉庫整備工事と資料にありますが、これは、はびきのコロセアムの南部分（関係者駐車場の南側）に、平成 28 年に寄付をいただいた土地も活用し、スポーツ関連備品等を収納する倉庫及び防災倉庫を整備するもので、現在、工事に着手しており、この 7 月には完成する予定ですが、令和 3 年度の工事費としては約 45,000 千円を計上しています。本年度分と合わせて総事業費として約 65,000 千円を見込んでいます。

また、プール開放事業とありますが、その下段の**項目 68**「市民プール整備事業」約 169,000 千円とあわせてご説明いたします。

平成 29 年度を最後に廃止となった西浦の市民プールに替わり、中央スポーツ公園に新たに市民プール整備を、第 1 期、第 2 期に分け進めており、管理棟や児童の通学路にもなっている北側道路への歩道設置を行う第 1 期整備については令和元年夏に完了し、現在、屋内温水プールの計画もありましたが、現在は屋外プールを整備する計画で設計業務を行っております。

スケジュールとしては、4 月に工事施工業者を選定する入札を行い、今年夏のはびきの殖生学園のプール授業終了後の 7 月頃から現学校プールを解体、そして、令和 4 年 6 月の学校プール授業開始までに完成し、令和 4 年夏に市民プールとしてご利用いただく予定としております。

このプール工事費としては、約 630,000 千円を見込んでいますが、令和 3 年度分としましては、記載にあるように約 170,000 千円を計上しております。

こうしたプール整備の状況から、令和 4 年の完成まで市民プールがない状況ですので、プール開放事業として、8 月に駒ヶ谷小学校の学校プールを活用し、ビニル製スライダーなどの遊具プールなども設置し、幼児から小学生が楽しんでいただけるようなプール開放を無料で行う予定としています。

最後に、**項目 69** オリンピック聖火リレー事業です。これにつきましては、4 月 14 日の水曜日に、羽曳野市・藤井寺市の 2 市が共同で聖火リレーを実施する予定です。それにあたり、2 市で実施協議会を設置し準備を進めており、その協議会の負担金として、予算額約 6,600 千円を計上しております。両市か

らの負担金により、当日の警備やスタート前のセレモニーの舞台設置などの警備会社への委託料を支払う予定としております。

内容としては、4月14日、水曜日の16時頃から古市駅西駐車場で太鼓やダンスの披露、ランナー入場、トーチへの点火等を行い、17時前にスタート、白鳥陵古墳沿いの竹内街道をとおり、LICはびきのを北上し外環状線を、野中北交差点（吉野家）を右折し、野中東交差点（ビックジョー）を左折し、応神陵前（外環状線の手前）がゴールとなります。

《教育長職務代理者》

ありがとうございました。では、これより質疑いたします。ご質問等はいかがでしょうか。

《多田委員》

資料を見させていただきましたが、比較材料がないと検討ができないんですね。例えば、決算書等でも、予算があつてどういう支出があつたのか、貸借対照表のようなものが資料としてあると、新しい事業を始めようとされるんだとか、これはコロナの影響なんだろうなとかということが分かると思いますので、今後できるのなら、そういう資料も付けてもらえたら分かりやすいのではないかと思います。予算の中身に関しては、問題ないと思います。

《新熊委員》

ハード面の老朽化が進んでいるということで、修繕費用がどんどん上がっている印象を受けました。また、今年1年間、コロナもあつたと思いますが、来年度においてコロナの方は予算としてはどうですか。

《こども課長》

幼稚園に関しましては、先ほどご説明させていただいた予算の中でも、6,000千円をコロナウイルス感染症対策事業費として手指消毒アルコールやマスク等購入について計上させていただいております。これは年度で比較しますと、令和2年度当初での予算はとっておりませんでした。補正予算を計上し、国の補助も受けまして、各園においても物品の購入をしております。令和3年度におきましても、予算を計上させていただきました。

《古山委員》

それぞれの課が必要だと説明される事業予算については、全部必要なんだと思って聞いていたんですが、例えば、学校の先生の負担を少しでも減らすために、色々な支援員さんを入れておられるんですが、本当に学校の先生にとって負担が減ったのかというそれぞれのアイデアというか新しい事業の評価は、それぞれの課長がされるんですか、それとも全体の予算のバランスというか市の財政担当の方が考えておられて、教育委員会がこういうことがしたいと言えればいいんですか。

《教育次長》

予算については、各課が財政課の方へ要求して、その中で必要性を説明した中で、財政課の方で、全体の収支バランスを見ながら査定という形で帰ってきます。また、各事業の評価については、担当課でもしてますし、教育委員会の

事業については、評価委員会というものが別にありまして、その会議の中で事業ごとに説明させていただいた中で評価をしてもらっているところもあります。

《古山委員》

1年間の予算を決めて 学校の先生が予算を動かしていく中で、これを新しくしたいなと思ったら1年後ではなく、柔軟的に使える予算というものもあるんですか。

《教育次長》

市役所の場合、予算は単年度なんで、4月1日始まりの3月31日で使える予算に基本的にはなってます。複数年度にまたがる場合は、債務負担の予算ということで、翌年度以降も見越した予算を計上いたします。例えば3か年で使う事業の場合、3か年全体でこれだけです、という債務負担をとりまして、実際に本年度支出になる分を予算計上することになります。

《多田委員》

学校現場で、現場対応ですぐ使える予算があるのかどうかということです。予備費のような、そういう柔軟に使えるような予算の計上なども必要ではないかというのは私も思います。

《学校教育室長》

予備費的なものは、残念ながらないです。目的の用途があって、これについて、財政課の査定がついて、予算計上されますので、緊急的予算というのは、学校現場にとっては非常にありがたいんですけど、仕組上そういうことはできません。ただ、もし緊急的に必要ということがあれば、そこで財政課と協議の上、予備費で対応していくということになってきます。年度当初からその枠でとるということはないです。

《教育次長》

施設等が急に壊れたとか、そういう場合については、教育総務課の方で枠取りで維持修繕に係る修繕費等の包括予算はとってますので、それについては、学校の方から教育総務課へ相談いただき緊急対応が必要であれば、教育総務課にある予算での対応をする場合もあります。

《古山委員》

裁量経費があると、学校の先生も忙しい中で、それが使えると校長先生たちも非常に動かしやすいと思うんです。これも予算なので、寄せ集めたら余ったりもあると思うんですけど、裁量経費が校長先生や学校につくと、先生たちもやりやすいのかなと思います。仕組みが変わるといいなと思いました。

《奥野教育長職務代理者》

先日、文科省主催のオンライン協議会研修に参加させてもらった時に、ある市の方がおっしゃってたんですが、本市も1人1台タブレットという形で今年度に入るということで進んでいると思いますが、何年後かの入れ替えの時には、かなりの予算が必要になるので、その予算をどうしようかと頭を抱えていると

おっしゃっていたので、本市はそれでなければいいんですけど、今後長い目で見たときに、I C T教育は今後ますます国全体として加速していこうという中で、国が予算をとってくれたらいいんですけど、あとは各市でということになると本当に大変なことになるのかなということを研修を受けた中で思ったので。

《教育次長》

G I G Aスクール端末については、備品として買取で購入しております。耐用年数が来て、いずれ一斉に更新が必要となる時は来ると思いますが。

《奥野教育長職務代理者》

そうなった時に困らないようにだけ、市の考え方もあると思いますが。研修を受けてそういうことを思いましたので。

【採 決】本件は、全委員一致により原案どおりに可決することに決定しました。

日程第3 その他

《連絡事項等、特になし》

教育長職務代理者より次回の3月定例教育委員会議を、3月19日（金）に予定することを通知しました。

〔 教育長職務代理者 閉会の挨拶 〕

閉会：午後5時25分